

「新宿区マンション管理適正化推進計画」の策定及び素案に対する パブリック・コメントの実施結果について

新宿区マンション管理適正化推進計画（素案）に対するパブリック・コメントの結果等を踏まえて、以下のとおり新宿区マンション管理適正化推進計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

1 推進計画の概要（資料1、資料2参照）

（1）計画策定の目的

マンションの適正な管理のあり方を明確にすることで、マンションの管理組合や区分所有者等に管理に関する理解を深めてもらうとともに、マンションの管理の適正化に向けた区の取組をより積極的かつ計画的に実施し、「誰もが安心して住み続けられるまち」を実現する。

（2）計画の位置付け

本計画はマンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2及び国が示すマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針に基づき定めるものであり、区が定める「新宿区総合計画」及び「新宿区住宅マスタープラン」の下位計画として本計画を位置付ける。

（3）計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする。

（4）計画の構成

第1章 計画の目的と位置づけ

第2章 マンションを取り巻く現状と課題

第3章 マンション管理適正化の基本的な考え方

第4章 施策の展開

第5章 新宿区マンション管理適正化指針の基本的な考え方

第6章 計画の実現に向けて

2 パブリック・コメントの実施結果

（1）実施期間

令和5年10月15日(日)から令和5年11月16日(木)まで

（2）意見提出者数及び意見数

意見提出者 3名、意見数 82件

(3) 意見の計画への反映等

A 意見の要旨を計画に反映する	11件
B 意見の要旨は、素案の方向性と同じ	7件
C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	3件
D 今後の取組の参考とする	7件
E 意見として伺う	16件
F 質問に回答する	31件
G その他	7件

(4) 意見要旨と区の考え方

資料3のとおり

3 素案からの主な変更内容

資料4のとおり

4 今後のスケジュール

令和6年2月 7日(水)	環境建設委員会へ報告 (計画の策定及びパブリック・コメントの実施結果について)
2月15日(木)	計画及びパブリック・コメント実施結果公表 (広報新宿及び区ホームページ掲載) 管理計画認定制度の運用開始